

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
陸上自衛隊用賀駐屯地で使用するガス	仕様書番号	E 8 - 2
	作 成	R 8 . 1 . 2 1
	作成部隊等名	関東補給処用賀支処 総 務 部 管 理 課

1 概 要

- (1) 需給場所 陸上自衛隊用賀駐屯地
東京都世田谷区上用賀1丁目20-1
- (2) 業種及び用途 官公署（庁舎等）

2 ガスの概要

- (1) ガスの種類 都市ガス13A
- (2) 供給熱量 一般ガス導管事業者が定める小売託送供給約款（需給場所で払い出す託送供給）による。
- (3) 供給圧力 低圧
- (4) 対象メーター

No.	型式	番号	設置場所	使用用途
1	NB 10	184 492 424	1号隊舎（北側）	湯沸器等
2	NB 6	459 369 222	1号隊舎（南側）	湯沸器等
3	NB 2.5	499 072 531	警衛所	湯沸器
4	NB 16	184 687 395	体育館	湯沸器
5	NS 30	154 689 516	体育館	温風暖房器
6	NB 10	184 492 362	器材工場	湯沸器等
7	NS 16	529 687 210	本部隊舎	厨房
8	NB 6	451 437 067	本部隊舎	湯沸器
9	NB 6	429 400 670	受電所	GHP

3 予定ガス使用量

(1) 予定年間ガス使用量 7970 m³

※ 予定年間ガス使用量とは、1年間の予定月別使用量の合計量をいう。

※ 予定年間引取量は、1年間の最低引取量をいい、予定年間ガス使用量の80%以上とする。

(2) 予定月別使用量

一般

年月	使用量 (m ³)	年月	使用量 (m ³)
令和8年4月	510	令和8年10月	449
令和8年5月	518	令和8年11月	560
令和8年6月	426	令和8年12月	911
令和8年7月	312	令和9年1月	503
令和8年8月	262	令和9年2月	431
令和8年9月	324	令和9年3月	657
合計			5863

GHP

年月	使用量 (m ³)	年月	使用量 (m ³)
令和8年4月	101	令和8年10月	138
令和8年5月	112	令和8年11月	132
令和8年6月	168	令和8年12月	169
令和8年7月	319	令和9年1月	173
令和8年8月	244	令和9年2月	167
令和8年9月	238	令和9年3月	146
合計			2107

4 供給期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日

5 使用量の測定方法

(1) 一般ガス導管事業者が設置した計量器により、原則毎月1日から当該月末までの使用量の検針を行うものとする。

(2) 検針場所は別図による。

6 ガス供給設備の財産分界点
敷地境界とする。

7 保安上の責任分界点
ガス事業法の規定による。

8 保 安
供給者は、ガス事業法に定めるところにより、ガス消費機器の調査及び危険発生防止の安全周知を行うものとする。

9 料 金

(1) 料金は、公的機関の発表する貿易統計（3ヶ月平均値）のガスの原料に関する価格にもとづき算定するものとする。

(2) ガス料金は、ガス小売事業者の原料費調整制度に準じ、調整を行うものとする。

10 緊急時の対応

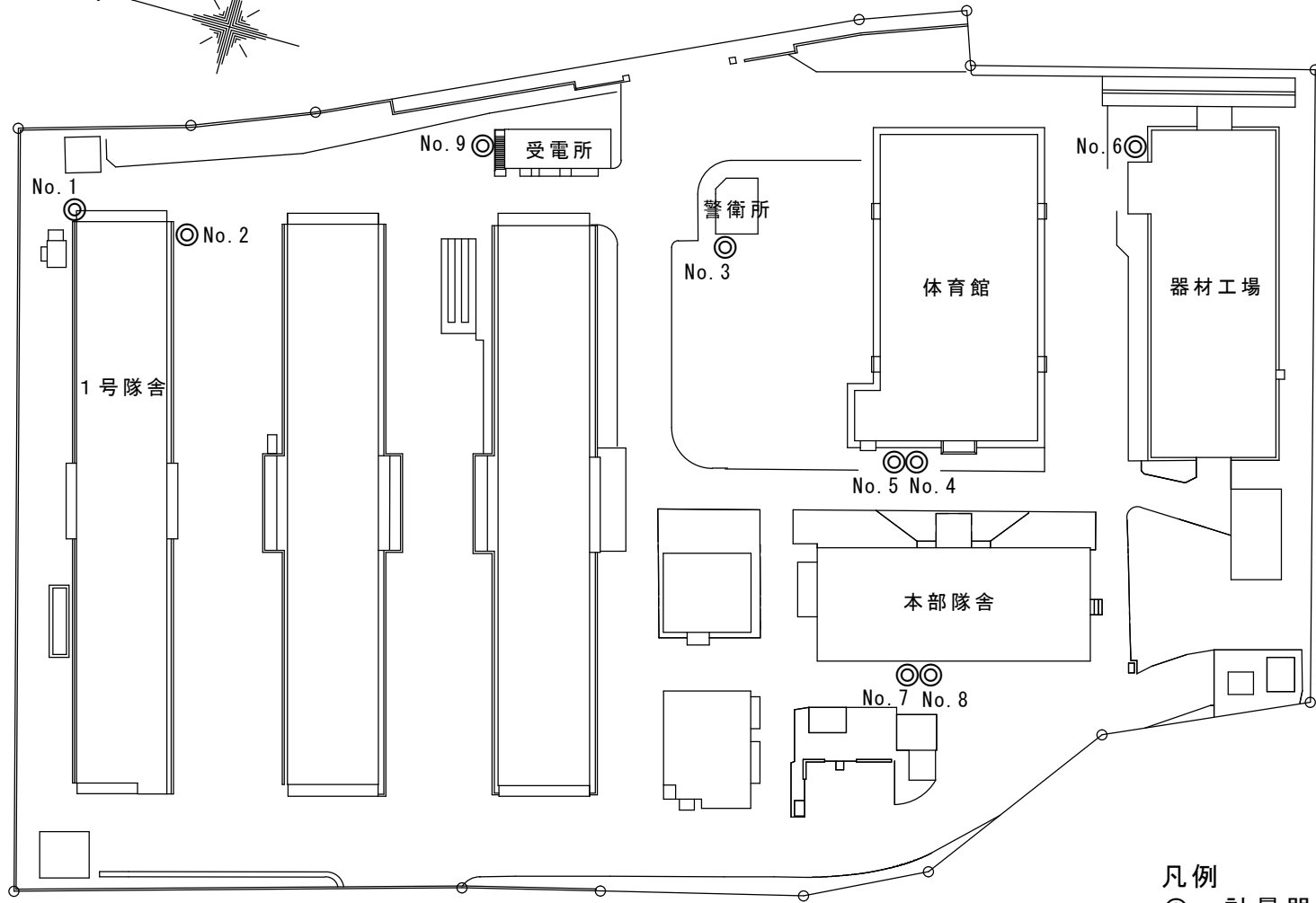
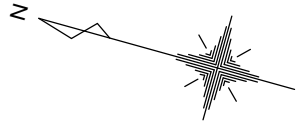
ガス事業法に定める保安責任を負うものとする。

11 その他

(1) 供給者は用賀駐屯地に対し、ガスを常に安定供給するものとする。ただし、一般ガス導管事業者が定める一般ガス供給約款による使用の制限等に関する事項の場合は除くものとする。

(2) 供給者は、業務上知り得た情報並びに事項については、他に漏らしてはならない。供給終了後も同様とする。

(3) 検針・保安等に伴う敷地内への出入の際は、官側の定める関係規則の手続きを行うとともに、諸規定に従うものとし、検針及び点検等に関係のない場所及び建物への出入は禁止とする。



凡例
◎ : 計量器